

接骨院・整骨院で 健康保険が使えるケガは 限られています

健康保険を使用して接骨院・整骨院（柔道整復師）にかかることができるのは、
転んでひねった、強く打ったなどの外傷性が明らかな以下の5つのケガのみです。

健康保険が**使える**5つのケガ



骨折



脱臼



打撲



捻挫



挫傷（肉離れ）

医師の同意が必要（応急処置を除く）

骨折と脱臼は、
応急手当の場合を除き、
あらかじめ「医師の同意」
が必要です！



健康保険が**使えない**施術

- 上記5つのケガがきっかけだが、
一度治癒したあと痛みが再発したもの（慢性に至ったもの）
- 疲労や加齢による、肩こりや腰痛など
- 内科的原因によるもの
（神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニア、五十肩など）
- 交通事故後の後遺症

お知らせ



施術内容について 文書で照会させていただくこともございます

ソニー健保への請求の中には、健康保険を使用できないケガに対して施術を行い、保険請求をしている接骨院・整骨院が見受けられます。

厚生労働省からの通知に基づき、審査上で疑義が生じた場合は、ソニー健保（または委託先：株式会社オックス）から施術内容について、文書で照会させていただく場合があります。照会の文書が届いた際には、ご自身で回答・記入をお願いいたします。



健康保険を使用して 接骨院・整骨院に 通っている方へ



通院が長期化している方は、要注意！

保険対象となるケガに見えても、通院が長く続いている場合は、「別の原因や内科的疾患が隠れている可能性」があります。注意を促すため、長期・頻回通院の方には、ソニー健保から『接骨院・整骨院のかかり方』のご案内をお送りしています。届きましたら、ぜひ一度内容をご確認ください。

子どもの施術は、特に注意が必要

ソニー健保に届く、接骨院・整骨院からの施術費用の請求書『柔道整復施術療養費支給申請書』の中には、しばしば小学生以下の子どもに行った施術も見受けられます。

痛みのきっかけは、転んでひねった・スポーツ中のケガなどであっても、成長期の子ども特有の疾患が隠れているケースがあります。

また、「どこがどのように、いつから痛むのか」を具体的に表現できなかったりするため、レントゲンやMRIなどで検査ができる整形外科を受診するようにしましょう。



長期通院しても症状の改善なし…

もう通院
4か月目だけど…
整形外科で診て
もらおうかしら…



接骨院・整骨院での 健康保険の使い方

使えるのは**5つのケガ**です



医師の同意が必要（必ずお墨付き）

制作協力 公益社団法人 日本柔道整復師会

接骨院・整骨院で行うのは、柔道整復師による「施術」。医師による「診療」とは異なります。接骨院・整骨院は病院ではなく、健康保険が使える範囲は、柔道整復師法や厚生労働省の通知により、定められています。

何でも保険適用されると思っていたけれど…

／ こういう場合は、全額自己負担 ／

- 日常生活での軽な肩こり・腰痛
- 過去のケガによる慢性化した痛み
- 加齢による不具合
- 脳の病気などの後遺症
- 病気によるしびれや痛み
- リラクゼーション目的のマッサージ（リウマチ・ヘルニア・痛風など）
- 骨盤矯正・腰痛矯正 etc.

ケーススタディ 接骨院・整骨院での健康保険適用
あなたは大丈夫？

ワンポイント
アドバイス！



このサイトもご覧ください→

ケースごとにわかりやすく解説しているサイトです。現在通院されている方は、併せてご参照ください。

〔ソニー健保も参加している「一般社団法人保険者機能を推進する会」の広報資料です〕

